

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
高知ポンプ滅菌センター	代表者 長山 真也	知事許可 (般-1) 第 9309 号	高知市介良 42 番地

2 指名停止の内容

指名停止期間	高知ポンプ滅菌センター 令和 5 年 6 月 21 日から同年 8 月 20 日まで (2 月)
指名停止の理由	<p>営業所の専任技術者を専らその職務に従事させるべきところ、元請けとして請け負った政令で定める重要な建設工事に、主任技術者として配置したことにより、建設業法第 7 条第 2 号及び同法第 26 条第 3 項に違反し、同法第 28 条第 1 項に該当するとして、指示処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 2 の第 20 号（建設業法違反行為）に該当 同要綱の取扱いの別表第 2 関係 5 の（2）（県発注工事以外に関する建設業法違反）に該当</p>